

大庭台墓園立体墓地再整備基本構想の最終報告について

1 基本構想策定の目的

大庭台墓園立体墓地は、平成7年度に供用開始し、その後、市民の墓地需要にあわせて順次増設し、現在では普通納骨壇3,884基、集合納骨壇816基、合葬納骨壇6,272基を整備しました。しかし、近年のペースで新規使用者が増加した場合、令和6年度までに墓所が不足する状況が見込まれており、将来の市民の墓地需要に継続して応えることができません。

また、平成17年度に整備した合葬納骨壇は、使用期間が20年を超えた時は、指定した場所(以下、「合祀墓」という。)に埋蔵することができるとしており、合祀墓を令和7年度までに整備する必要があります。

そこで、将来の市民の墓地需要に継続して応えるとともに、新たに合祀墓を整備するため、新施設の整備を行う「大庭台墓園立体墓地再整備事業(以下、「本事業」という。)」を計画しています。この基本構想は、市営墓地に求められる役割や需要動向等から、新施設の機能や規模を整理するとともに、利便性や経済性、周辺環境への影響を踏まえた最適な整備位置を検討し、本事業の基本的な考え方を示すことを目的とします。

《大庭台墓園全体図》



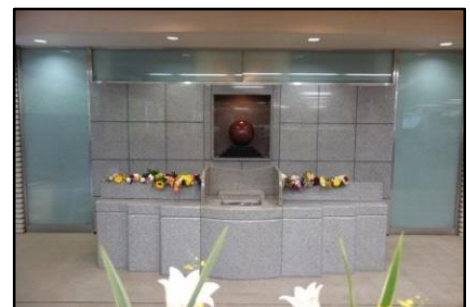
《立体墓地》



普通納骨壇



集合納骨壇



合葬納骨壇

## 2 市営墓地に求められる役割

### ① 永続的な墓地の経営

墓地の経営については、「原則として市町村等の地方公共団体でなければならず、これにより難しい事情がある場合であっても、宗教法人、公益法人等に限ること」とされており、増加する墓地需要に対して、その時期を見通し、計画的かつ永続的な経営を確保する必要があります。

### ② 公平な墓地の需要に対する対応

市営墓地は、市民が承継者の有無や経済的な理由によらず墓地を取得できるよう、受益者負担を原則としながらも、経済的負担をできる限り軽減するよう努める必要があります。

また、将来的に無縁墳墓の心配がなく、永代の管理を必要としない墓地形態の需要に対応するには、市営墓地として合葬納骨壇や合祀墓など、セーフティ・ネットとしての墓地形態を検討する必要があります。

### ③ 市民や近隣住民の憩いの場としての維持・運営

墓園が都市における貴重な公共空間であることを踏まえ、市営墓地としての基本的な機能を備えたうえで、墓参者以外の人も利用できる憩いの場としての役割も求められます。

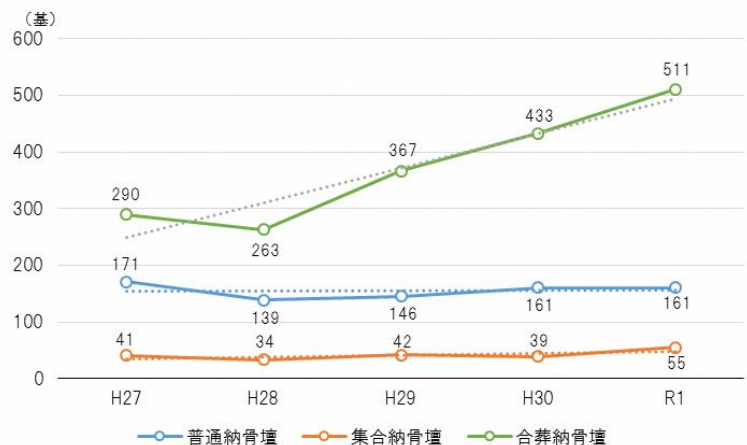
湘南ライフタウンに近接し、周辺環境に配慮された緑豊かな都市公園として、引き続き、市民や近隣住民に広く利用されるよう維持していくことも重要です。

## 3 新施設の需要予測

過去5年間の立体墓地の申込数を基に、新施設の整備後、20年間の墓地需要に対応できる普通納骨壇・集合納骨壇・合葬納骨壇の区画数を推計すると、新設区画数として必要と想定されるのは下表のとおりです。なお、普通納骨壇・集合納骨壇の需要は、民営墓地の利用等も想定できるため、合葬納骨壇の整備を優先します。

また、合祀墓の20年間の需要予測は15,000体を見込んでいますが、長期的な利用を想定し、20,000体の埋蔵が可能な合祀墓を整備します。

《立体墓地申込数の推移》



《新設区画数》

	普通納骨壇 (区画)	集合納骨壇 (区画)	合葬納骨壇 (区画)	合祀墓 (体)
立体墓地 現状区画数	3,884	816	6,272	—
需要予測を基にした 新設区画数	3,000	1,000	15,000	20,000

## 4 新施設のレイアウト

既存の立体墓地(以下「既存建物」という。)の西側に配置し、レイアウトについて、次の方針とします。

### 方針1

・ 既存建物西側芝生広場の平面規模だけでは、新施設の整備は困難であることから、既存建物の屋外階段や三方の樹林地を含めた範囲での配置を検討します。その際、建築工事費以外の費用(既存建物の一部解体・搬出、樹林の伐採や造成等)を含めた経済性を重視します。

### 方針2

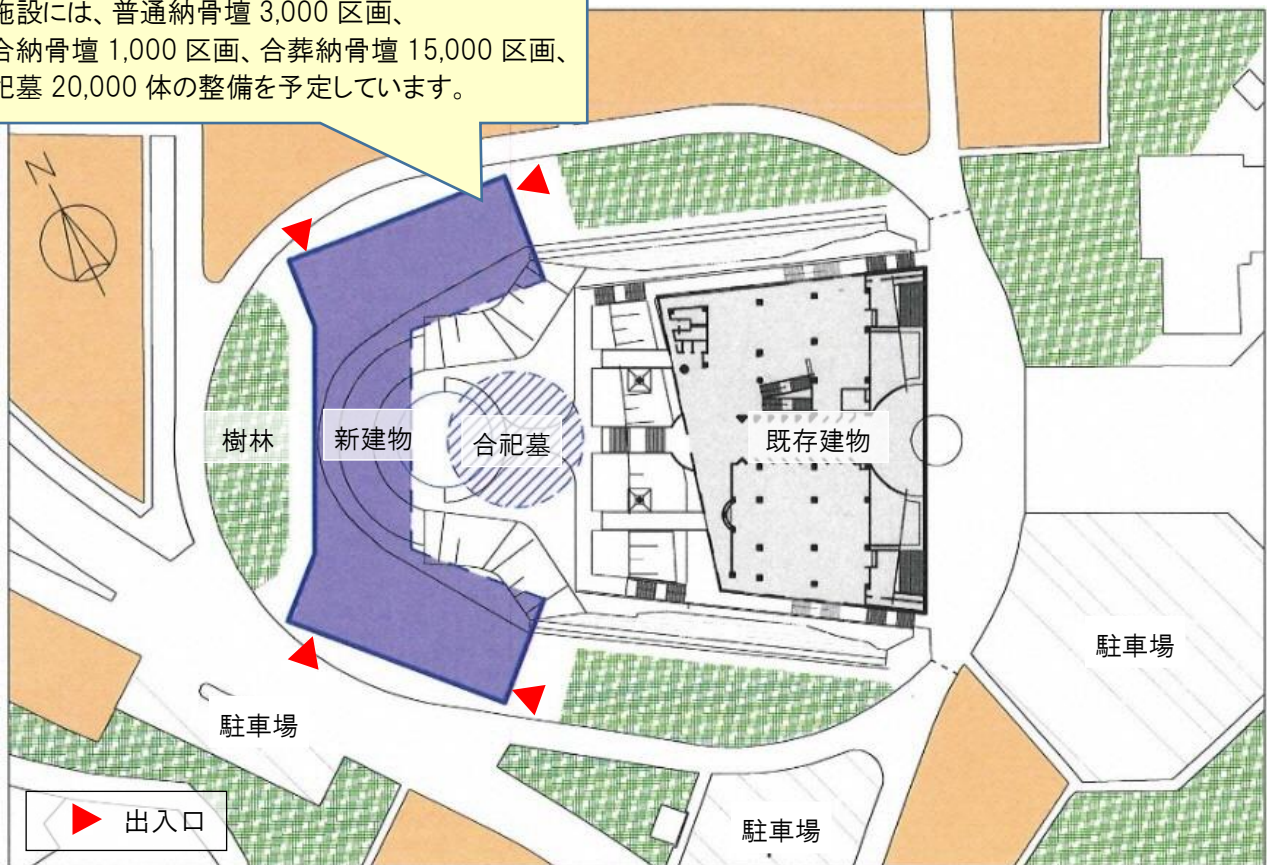
・ 既存建物の形態やレイアウトとの合理性(効率的な動線等)に配慮するとともに、施設の長寿命化を図るため、維持管理しやすいシンプルな設計とします。

### 方針3

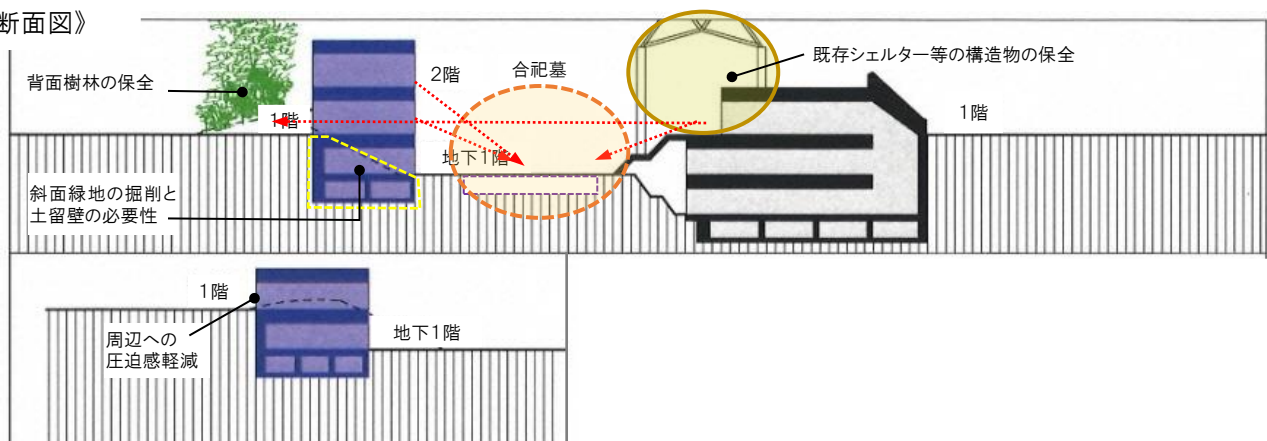
・ 合祀墓は、合葬納骨壇から改葬することを考慮するとともに、環境衛生面にも配慮した配置とします。

《新施設のレイアウト図》

新施設には、普通納骨壇 3,000 区画、  
集合納骨壇 1,000 区画、合葬納骨壇 15,000 区画、  
合祀墓 20,000 体の整備を予定しています。



《断面図》



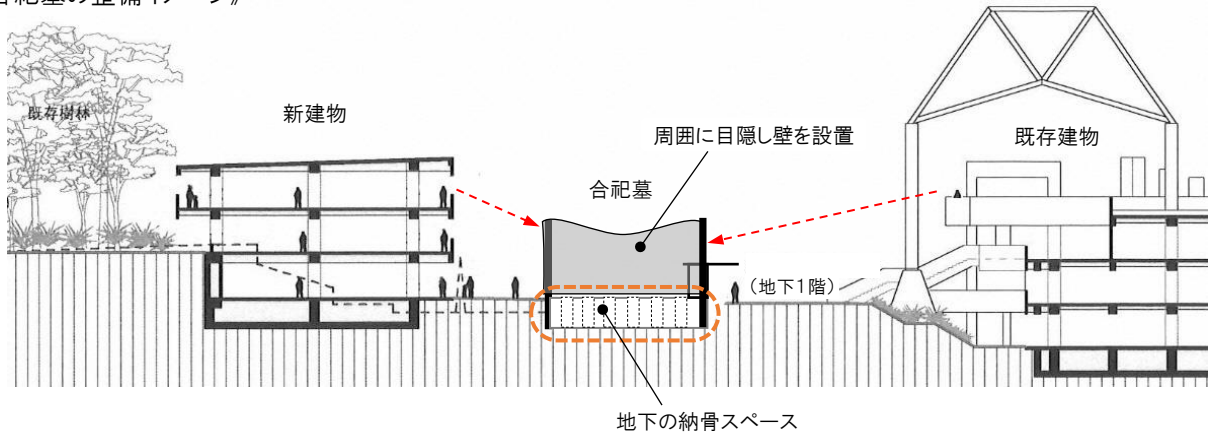
## 5 合祀墓の形態

管理者が納骨スペース内で納骨作業を行わない形態を基本とし、次の方針とします。

### 方針

- ・ 埋蔵後の改葬は不可とし、「自然に還る」ことをイメージした空間デザインとします。
- ・ 既存建物及び新建物からのアプローチを考慮した献花台等を設置するとともに、合祀墓への進入防止策を講じます。
- ・ 納骨を開園時間中に行うことを想定し、利用者の目に触れずに納骨作業が可能となる形態とします。

### 《合祀墓の整備イメージ》



## 6 本事業スケジュール

新施設の整備にあたっては、令和7年度の運用開始を目指し、次のようなスケジュールを設定します。

また、納骨壇の劣化を避けるとともに、工事費の縮減や利用者の安全性等を考慮し、納骨壇の設置については工事を2期に分けて実施するものとします。

### 《本事業スケジュール》

令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和16年度 (2034)	令和17年度 (2035)
基本構想	測量	基本・実施設計	新施設建築工事	合祀墓・外構工事 第1期整備納骨壇工事	新施設(第1期整備エリア)運用開始	第1期整備エリア運用 第2期整備納骨壇構成検討	第2期整備エリア運用開始 第2期整備エリア運用

※今後、設計段階において検討を行い、変更になる場合があります。

(事務担当 福祉部 福祉総務課)